

応急手当に係る見舞金支給基準

〔平成28年9月28日〕
消 防 長 決 裁

(目的)

第1条 この基準は、バイスタンダー（秋田市消防本部が管轄する地域内における救急現場に居合わせた者をいう。以下同じ。）が応急手当の実施により秋田市消防本部の救急業務に協力し、その応急手当の実施に伴い感染症のり患が疑われた際の検査費用を、見舞金として支給することでその損害を軽減し、誰もが安心して応急手当ができる環境を整え、応急手当の普及啓発を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において用いる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 応急手当 心肺蘇生処置、大出血時の止血、傷病者管理、外傷の手当、搬送等をいう。
- (2) 偶発的事故 応急手当の実施中に生じた偶然な事故をいう。
- (3) 心肺蘇生処置 人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージおよびA E Dによる除細動をいう。
- (4) 感染症 エボラ出血熱、南米出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属S A R S コロナウイルスであるものに限る。）、H B V、H C V、H I Vおよび梅毒をいう。
- (5) 検査 直後検査および結果検査をいう。
- (6) 直後検査 偶発的事故が発生してからその日を含めて7日以内（7日目の午後12時までをいう。）に行うもので、応急手当の実施と関係なく既に感染症にり患していないかを確認するための血液検査等をいう。
- (7) 結果検査 直後検査を行った日から、その日を含めておおむね3か

月経過した時点で行うもので、偶発的・事故による感染の有無を調べるための血液検査等をいう。

(8) H B V B型肝炎ウイルスをいう。

(9) H C V C型肝炎ウイルスをいう。

(10) H I V ヒト免疫不全ウイルスをいう。

(適用要件)

第3条 この基準の適用要件は、次の場合によるものとする。

(1) バイスタンダーが偶発的な事故により感染症に罹患した疑いのある場合において、応急手当を実施した事実および応急手当の実施に伴い感染症に罹患した疑いがあることを秋田市消防本部が客観的に判断できるとき。

(感染検査見舞金の支給)

第4条 第3条に規定する適用要件に該当する者（以下「見舞金支給対象者」という。）が、感染症の検査を受けた場合に感染検査見舞金（以下「見舞金」という。）25,000円を支給する。

(見舞金の支給を認めない場合)

第5条 次に掲げる事由によって生じた事故に対しては見舞金を支給しない。

(1) 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者（法定相続人をいう。以下同じ。）の故意又は重大な過失

(2) 見舞金支給対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

(3) 見舞金支給対象者の麻薬、あへん、大麻、覚醒剤、シンナー等の使用

(4) 見舞金支給対象者の疾病又は心身喪失

(5) 地震、噴火又はこれらによる津波

(6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）

(7) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）もしくは核燃料物質

によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

(8) 第5号から第7号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(9) 第7号以外の放射線照射又は放射能汚染

2 見舞金支給対象者の請求又は受領に不正の事実があった場合その他秋田市消防本部が不適正と判断した場合は、見舞金を支給しない。

（事故の報告）

第6条 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が見舞金の支給を受けようとするときは、その原因となった事故の日を含めて30日以内に事故発生の状況を、秋田市消防本部に届け出るものとし、秋田市消防本部が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

2 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が正当な理由がなく前項に規定する報告を行わなかったとき、又はその報告について知っている事実を告げなかったとき、もしくは不実のことを告げたときは、見舞金を支給しない。

（見舞金の請求）

第7条 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が、見舞金の支給を受けようとするときは、別表に定める書類を提出させるものとする。

2 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が、見舞金の請求を第三者に委任する場合には、前項に規定する提出書類のほか、委任を証する書類を提出させるものとする。

3 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者に対し、前2項に規定する書類以外の書類の提出を求めること又は第1項の提出書類の一部の省略を認めることができるものとする。

4 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が第1項又は第2項の規定に違反したとき、又は提出書類において知っている事実を告げなかったとき、もしくは不実のことを告げたときは、見舞金を支給しない。

（見舞金の支給手続）

第8条 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者から前条第1項お

よび第2項の書類等を受領した日から30日以内に見舞金が支給されるよう
う手続を行うものとする。ただし、特別な事情によりこの期間内に必要
な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく手続
を行うものとする。

2 前項の支給は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとする。

附 則

- 1 この基準は平成28年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に実施した応急手当により生じた事故については適用しない。

別表（第7条関係）

提出書類

応急手当に係る見舞金請求書
見舞金支給対象者の本人確認書類の写（運転免許証、健康保険証等）
医療機関で感染検査を実施したことを証明する書類